

平成 18 年度事後評価シート（平成 17 年度に実施した施策）

施策番号	- 5 - (1)	評価年月	平成 18 年 4 月
施策名	環境影響評価制度の運営及び充実	担当部局	総合環境政策局
		評価者	環境影響評価課長 平野 秀樹

施策の位置づけ

第二次環境基本計画における位置づけ(第3部)			平成 17 年版環境白書における位置づけ(201 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	7 章	各種施策の基盤 各主体の参加及び国際協力に係る施策
施策(節)	2 節	環境影響評価等	施策(節)	5 節	環境影響評価等
その他関連する個別計画		-			

環境白書内「平成 17 年度環境の保全に関する施策」より該当箇所を記載

施策について

施策の目標	< 施策の概要及び求める成果 >				
	規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業について、環境影響評価法に基づく環境影響評価の適切な実施により、環境保全上の適切な配慮を確保する。				
予算動向		H15 年度当初	H16 年度当初	H17 年度当初	< 備考 >
	金額(単位:千円)	260.780	249.871	164.826	
	一般会計	260.780	249.871	164.826	
	特別会計	0	0	0	

施策の目標に対する総合的な評価

指 標 名	単 位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H - 年度
(参考)環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数(当初から法によるもの)	件	144 (94)	152 (102)	161 (111)	-	-

環境影響評価法施行(平成 11 年 6 月 12 日)後、法に基づく環境影響評価手続実施案件(既に手続を終了した案件、或いは現在手続中の案件)は、平成 18 年 3 月末現在、のべ 161 件(内、当初から法に基づく手続実施案件は 111 件)である。環境影響評価法対象事業については、その手続の過程において、最新の知見等に基づき述べられる環境大臣意見等を踏まえて環境影響評価書の補正がなされる等、環境保全への適切な配慮の確保が図られている。また、基本的事項の改正(平成 17 年 3 月 30 日)とそれを受けた主務省令の改正(平成 18 年 3 月 30 日)が行われ、より事業や地域の特性に応じた環境影響評価が行われるなど、目標達成に向け進展があった。

残された課題・新たな課題

環境に対する新たなニーズへの対応や最新の科学的知見を踏まえた技術手法の精度の向上を図るため、調査・予測手法を更に開発・改良する。
 的確な環境保全措置の実施を図るため、事業者、行政、住民等間で環境保全措置に関する情報を共有する。
 環境影響評価制度の理解は進んでいるものと考えられるが、関係者間のコミュニケーションについてはまだ十分とは言えない。
 手続が終了した案件について、事業が環境影響評価の結果を踏まえ適切に実施されているか注視する。

今後の取組

干潟生態系や景観に関する調査・予測手法の開発、環境保全措置に関する体系的な情報収集・整理・提供のための仕組み作り、関係者間のコミュニケーションの促進などを通じて、開発事業へのより一層の環境配慮の統合を図る。
 また環境影響評価法については、完全施行から 7 年が経過するところであり、基本的事項の見直しの過程等においても法手続について様々な指摘が出されていることから、これまでに環境影響評価手続を終了した案件の結果等、施行状況について実態を把握し、よりよい環境影響評価のあり方を検討する。

施策の方向性	施策の改善・見直し	
	-a	施策の重点化等
	-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	取組みを引き続き推進	
	施策の廃止・完了・休止・中止	
	機構要求を図る	
定員要求を図る		

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	-
	機構・定員要求への反映	

当該施策の中の下位の目標及び指標等

下位目標 1	事業者によって適切な手法により環境影響評価が行われるよう、必要な情報や技術手法等の基盤整備を行う。
達成状況	景観や干潟生態系に関する環境影響評価の今後のあり方を検討し、「景観に関する環境影響評価の今後のあり方(平成 18 年 3 月)」及び「干潟生態系に関する環境影響評価の今後のあり方(平成 18 年 3 月)」としてとりまとめた。また、大気・水・土壌・環境負荷分野の技術手法に係る技術ガイドを作成した。

下位目標 2	国民に環境影響評価制度が理解され、適切な意見が提出されるとともに、国及び地方公共団体によって適切な審査を行う。					
指標の名称	(参考)環境影響評価法施行以降、環境大臣意見を述べた案件数(累計)					
指標年度・単位	単位	H15 年度	H16 年度	H17 年度	目標値	H - 年度
指標	件	71	81	93		-
目標を設定した根拠等	基準年	-	基準年の値	-		
	根拠等	-				
達成状況	環境影響評価法の施行以降、環境大臣宛に意見照会がなされた全ての案件について、現地調査等を通じて環境保全の見地からの審査を行っており、平成 17 年度末の時点で、93 案件に対し環境大臣意見を提出した(「特に意見はなし」と回答したもの(3 案件)を含む)。当該意見の趣旨は、対象事業の許認可大臣意見等に反映された。					

評価・分析(必要性・有効性・効率性等の観点から簡潔に分析)

【必要性】

環境影響評価制度は、事業の実施にあたり、あらかじめその事業による環境への影響について、事業者自らが適正に調査、予測、評価を行い、その結果に基づいて環境保全措置を検討することなどにより、その事業計画を環境保全上、より望ましいものとする仕組みであり、環境保全上、必要不可欠な制度である。

【有効性】

環境影響評価制度に基づき、事業者は、国民や自治体、国の意見に対応して環境影響評価書等を補正する等の取組を行っている。こうした手続を通じて、事業や地域の特性に応じた適正な環境配慮や、事業者が当初考えている以上の環境上の配慮が進められており、有効性は高い。また基本的事項の改正(平成 17 年 3 月)を受けた主務省令の改正(平成 18 年 3 月)により、より事業や地域の特性に応じた環境影響評価が行いやすい制度となっている。

【効率性】

本制度の存在により、事業者が事業実施前から環境に配慮することから、事業実施後に環境への負荷を低減する取組をする場合に比べて、より少ない費用でより大きな効果を上げることが期待できる。また、ある一律の基準までの環境保全上の責務を求める他法令と異なり、国民や自治体、国の意見も踏まえ、事業者がそれぞれの事業特性や地域特性に応じて環境に最大限の配慮を行うことで、環境上の最大効用を求めることが出来る。

特記事項

< 昨年からの変更点 >

目標体系の見直しにより、昨年度評価書の下位目標 1、2 及び 5 の一部を統合・整理し今回新たに下位目標 1 に、下位目標 3、4 及び 5 の一部を統合・整理し、今回新たに下位目標 2 とした。また、目標の表現についても見直しを図った。

< 内閣としての重要施策等 >

-

予算事項（事務事業）について

当該施策に関する主な政策手段等（法律・税制等）				
環境影響評価法（平成9年法律第81号）				
下位目標 番号	関連する予算事項名及びその予算額（千円）	H17 当初	H18 当初	H19 反映
		目標	環境影響評価制度等推進費	8,588
	環境影響評価制度充実推進費	55,165	24,980	
	環境影響評価技術調査費	45,346	34,252	
	環境影響評価審査実施経費	24,750	31,246	
	環境影響評価追跡調査費	30,977	17,287	

終期を迎えた予算事項についての分析・検証

予算事項 番号	分析・検証	今後の対応策
-	-	-

<別紙> 政策効果把握の手法及び関連指標

施策番号 及び施策名	- 5 - (1) 環境影響評価制度の運営及び充実	目標
指標名	(参考) 環境影響評価法に基づく手続の実施累積件数	
指標の解説	環境影響評価法施行後、法に基づく環境影響評価手続を実施した案件数(既に手続を終了した案件、或いは現在手続中の案件。累積)	
評価に用いた 資料等	環境省資料(公開)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---

施策番号 及び施策名	- 5 - (1) 環境影響評価制度の運営及び充実	下位目標 2
指標名	(参考) 環境影響評価法施行以降、環境大臣意見を述べた案件数	
指標の解説	環境影響評価法施行以降、環境影響評価法に基づき、現地調査等を通じて環境保全の見地から審査を行い、環境大臣が意見を述べた案件数(累積)('特に意見はなし'と回答したものを含む)	
評価に用いた 資料等	環境省資料(公開)	



指標に影響を 及ぼす外部要因	-
-------------------	---